

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
福山労働基準監督署 OA カーペット取替工事	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 橋口 忠 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀6-30	令和4年10月20日	有限会社伸宏建設 広島県神石郡神石高原町 上1210	6240002046094	一般競争入札	5,419,156	3,162,500	58.4%				
福山労働基準監督署 区分開 閉器更新工事	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 橋口 忠 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀6-30	令和4年10月20日	栗根建設株式会社 広島県府中市府中町103 -12	9240001034114	一般競争入札	1,022,990	990,000	96.8%				
可部公共職業安定所 多目的 トイレオストメイト対応及びレ バーハンドル修繕工事	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 橋口 忠 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀6-30	令和4年10月26日	株式会社大迫本社 広島市安芸区矢野西5丁 目3-16	7240001001660	一般競争入札	1,501,329	1,210,000	80.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応募 者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
不用品廃棄処分について【局・各署所】	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 橋口 忠 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀6-30	令和4年10月26日	株式会社ISC 広島市佐伯区五日市中央 4-7-24	3240001014105	一般競争入札	1,795,806	1,375,000	76.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新型コロナウイルス感染症の影響による雇調金臨時相談窓口等開設に伴う什器類の賃貸借(職業安定部・4所)(10月から3月)	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 橋口 忠 広島労働局総務部 広島市中区上八丁堀6-30	令和4年10月1日	コーユーレンティア株式会社 中四国支店 広島市中区中町7-41	3010401025419	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第1項第3号	3,021,326	3,021,326	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。